

- 一、解船夫に對し固定給として月額金拾圓を支給するものとす
- 二、手當として切出賃は貨物積載噸數に應じ二噸に付金四錢を支給す但し積載貨物噸數が船腹噸數の二分の一に充たざるときは船腹噸數の二分の一を支給す
- 三、大阪行は前項切出賃の二倍半(金拾錢也)を支給す
- 四、滞船料は切出賃に準じ噸當り金二錢五厘とし貨物積載後神戸一類組合の規定に基き支給するものとす
- 五、大阪行免狀泊りは翌々晩より支給するものとす
- 六、解船夫の一ヶ月總収入を四拾圓に充たざる場合は金四拾圓迄を會計より支給す 但し解船夫が無届缺勤をなしたる場合は服務規約に違反したる場合は之を適用せず
- 七、解船夫は毎日出勤簿に捺印し出勤せることを表示し缺勤の際は其理由を風出づべし但し病氣缺勤の場合は醫師の診断書を要す
- 八、大阪行曳船料は往復共會社負擔す但し他のボート使用の場合は噸實なる領收證を船船部に呈示せらるべし。此内阪解船は曳船なくとも航走獨航して速刻歸船するものとす
- 九、七十噸以上の解は天保町迄曳船し、確實なる領收證を船船部に呈示の上支拂を受くべし但し七十噸未満の空解に對しては會社曳船にて曳下げたる場合を除き曳下げボート賃として金拾圓を支給するものとす
- 十、貨物積載中解船夫は理由なくして絕對に受持解を去る可からず但し已むを得ざる事故ある場合は上組合會社船船部主任又は船廻しの承認を得ることを要す
- 十一、貨物積載中無断にて受持解を去りたることを發見せられたる場合は如何様處分せらるゝも罪愆なきものとす

十二、船隻の進修に就き本會費を徵収する必要生じたる場合は當事者一方の申出に依り双方互讓の精神を以て懸念なく協議協議するものとす

十三、本會費の實行期は双方台意の上昭和六年十一月一日より施行するものとす
右協約の證として本會書二通を作成し各自一通を保有す

昭和六年十月二十九日

上組合會社業務執行社員 頭取 武内 秀吉 印
神戸海友同志會 會長 赤崎 寅藏 印

十一月廿七日午後一時半、大阪上組支店長秋田氏その他數氏と大阪海友同志會々長片山氏、副會長沼田氏、主事土岐氏、神戸海友同志會常任吉田氏その他上組船夫代表六名の最後の會見は遂に破裂の點火となつた。
緊張裡の問答は上組合會社の不誠意きわまる態度の純彈一整理案の撤回要求に對する不當な應答によつて終始した。一所要時間三十分

大阪海友同志會の上組に對するストライキに際し當會の執りし態度

十二月一日従業員協議會の決議に基き警告書を送す。